

京都市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

京都市長 松 井 孝 治

第2条第6号才中「及び中央卸売市場第二市場」を「、中央卸売市場第二市場及び子育て支援総合センターこどもみらい館」に改め、同条第7号中「東京事務所」の右に「及び子育て支援総合センターこどもみらい館」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)